



2025年2月20日

各 位

会社名 株式会社オルツ  
代表者名 代表取締役社長 米倉千貴  
(コード番号：260A 東証グロース)  
問合わせ先 取締役CFO 日置友輔  
TEL. 03-6455-4677

## 「内部統制システムに関する基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定の趣旨は子会社株式会社オルツREキャピタルの設立並びに株式会社わさび及び株式会社Green&Digital Partnersの子会社化に伴うものであり、改定箇所には下線を付しております。

### 記

1. 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
  - (2) 「コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題の管理や、取締役等に対してコンプライアンスに関する研修・意識共有等を行うことで、適法かつ公正な企業活動の推進を行う。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
  - (3) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「業務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
  - (4) 「コンプライアンス通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報共有がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。
  - (5) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差し止めを請求する。
  - (6) 内部監査人は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役等に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
  - (7) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たないことを方針とするとともに、不当な要求等を受けた場合は警察等と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに、随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
  - (2) 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務

分掌規程」、及び役職員の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。

- (3) 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において中期経営計画を策定する。月次業績及び中期経営計画の進捗状況・推進結果は、定期的に、取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。
- (2) 当社は「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する、個人情報及び特定個人情報については、法令、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護取扱規程」に基づき厳重に管理する。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、当社の事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）について、網羅的・体系的な管理を実施する。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
- (2) リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会に対して報告を行う。
- (3) 緊急事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に対応体制を取り、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役に報告する。

### 6. 監査役の補助使用人の設置及び当該補助使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これを設置する。  
なお、専任の使用人の設置が困難な場合は、兼任の使用人を設置する。

### 7. 監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

- (1) 当社の監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に基づき、必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うことができる。
- (2) 当社の監査役の職務を補助する専任の使用人は、他部門の業務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従う。監査役の職務を補助する兼任の使用人は、監査役の職務を補助する業務については、専ら監査役の指揮命令に従う。
- (3) 当社の監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意を得なければならない。

### 8. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには随時その職務の執行状況その他に関する報告を行なうとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 当社の取締役等は、著しい損失や重大な法令・定款・社内規則/規程違反・不正行為の発生のおそれがあると認識した場合、当社の監査役に対して速やかに報告する。
- (3) 前号の監査役への報告を行った取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱

いを行うことを禁止し、当該報告をした者の保護を行う。

9. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
  - ① 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
  - ② 当社の内部監査部門の活動概要
  - ③ 当社の内部統制に関する活動概要
  - ④ コンプライアンス通報窓口の運用・通報の状況
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- (3) 監査役職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (4) 監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- (5) 監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

10. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社に対し、経営管理を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づく各種報告を求める。
- (2) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。また、当社の監査役及び内部監査人が、子会社に対する監査を行う。
- (3) 子会社の損失の危険管理に関する規程その他の体制  
子会社に対し、経営管理を行うとともに、当社の「関係会社管理規程」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
- (4) 子会社の取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社に対し、「関係会社管理規程」に基づき、適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社グループ全体としての職務執行の効率化を図る。

以上